

■日時：平成26年2月7日（金） 午前10時～11時20分

■会場：府中市立ふるさと府中歴史館3階会議室

■出席：（敬称略）

[委員] 坂詰 秀一、松本 三喜夫、大津 貞夫、大室 容一、長島 剛、永山 健一、
武藤 学、濱中 重美、北島 和一

[指導助言者] 伊藤 敏行（東京都）

[事務局] 江口課長、黒澤課長補佐、塚原係長、荒井主任、小林
（以上、文化スポーツ部ふるさと文化財課）

[コンサルタント] 株式会社歴史環境計画研究所 秋山、小野

■欠席：なし

■傍聴者：なし

■議事日程

- 1 開 会
- 2 ふるさと文化財課長挨拶
- 3 議 題
 - (1) 国史跡武蔵国府跡保存管理計画（案）について
－主に整備・活用の観点から－
 - (2) その他
- 4 閉 会

■配付資料 国史跡武蔵国府跡保存管理計画（案）
国史跡武蔵国府跡（国司館地区）整備活用計画一覧表（案）

■会議録

- 1 開 会
事務局の司会により、午前10時に開会した。
- 2 ふるさと文化財課長挨拶
挨拶と、本日の議事内容、今後の予定等について説明。
- 3 議 題
 - (1) 国史跡武蔵国府跡保存管理計画（案）について
－主に整備・活用の観点から－

<会 長>

それではまず、事務局より資料の説明をお願いします。

<事務局>

[事務局より、前回までの経緯を含め、配付資料に沿って説明]

<会 長>

ありがとうございました。何かご意見やご質問があればお願いします。

<東京都>

現状変更の取扱いについて補足説明する。本来、現状変更は文化財保護法により、史跡の現状を変更するもの全てに及び、仮設構築物の設置は文化庁長官の許可（一部は市に委譲し、市の許可）が必要である。国衙地区の大國魂神社境内については、年間を通じて祭礼が多く、恒常的に実施されている祭礼・イベントに伴う仮設構築物の設置に関しては、文化庁の許可を得て特例として「日常の維持管理」の範疇として扱うものである。

<会 長>

ありがとうございました。他に何かありますか。

<A委員>

保存管理計画策定後も、国史跡指定地内ではこれまでと同様にイベントを開催できるのか。商工まつりやJAZZ in FUCHU等、市の許可があれば今まで通り開催できるということなのか。文化庁長官の許可は必要なのか。

<事務局>

リストにある、定例的に開催されているイベントについては、現状変更許可を必要としない。年1回関係者と市で協議を行い、新たな現状変更行為が加わることがなければ問題なく実施できる。

<東京都>

国衙地区の大國魂神社境内で現に行われている祭礼やイベントについては、日常の維持管理の範疇とする。国司館地区については現在更地であることから、当初の計画案ではこれに関する記載が無かったのだが、国衙地区と同様の考え方を適用する。両地区ともに、将来的に新しく個別の案件が出てくるだろうから、それはその都度協議をする。決して新しいことができなくなるわけではない。

<A委員>

資料43ページの「将来保護すべき範囲」とは、このエリア内で何か新たに規制がかかる、ということか。

<事務局>

「将来保護すべき範囲」は、国衙中枢部（100m四方）の東半分にあたる、西半分は大國魂神社境内である。この範囲内については新たに規制をかけるということではなく、特に保存を図っていく重要な範囲として、史跡の追加指定を視野に入れつつ、既存建物の建て替え等の際に所有者のご協力を仰いでいく、ということである。

<A委員>

49ページの図表について、「市民協働」を進めていく、という方針をもっと入れ込んでおくべき。「市民活動センター」と横の連携をとっていく形をつくる。また、NPOや地元企業が応援をしていくような位置づけも必要。

46ページの⑤「モバイル情報端末の新技术を用いた活用」とあるが、モバイル技術は（技術の急速な進歩により）数年後にはどうなっているかわからないので、もう少しざっくりとした書き方にしておくべきだろう。

<会長>

ありがとうございます。「モバイル情報端末」の項目については、「新技术を取り入れる」ということが趣旨であるので、事務局で書き方を再検討すること。

他にありますか。

<B委員>

内容に関してはこれでよろしいと思うが、計画書として、語尾の文言等が統一されていない箇所があるので、再確認すること。

30ページの（2）「基本方針」に、「国史跡武蔵国府跡を保存し、その本質的価値を高めていく」とあるが、これに対応した整備・活用の施策はどこに記載されているのか。

<会長>

文言については、整合性を持つよう事務局で十分精査すること。

整備・活用に関しては、本計画書ではそのアウトラインを示すものである。具体的な施策とその実現に関しては、本計画をもとに、文化庁・東京都に指導いただきながら、他の事例を参考にしつつ、今後事務局で進めていくことになる。

<B委員>

構成についても、Ⅳ「整備・活用」が、（1）現状と課題（2）基本方針（3）活用の施策となっているので、Ⅴ「運営及び体制整備」も同様の構成にすべき。

<会長>

事務局で調整をお願いします。他に何かありますか。

<C委員>

「国司館地区」の読み方について、ふりがなをふらないと市民は混乱すると思う。

また、NPO法人の活用については、メリット・デメリット含め十分検討を行ってほしい。

<会長>

「国司館」だけでなく、「国府」「国衙」等についても、市民向けに表記や説明を工夫する必要がある。

NPOや商工会議所については、今後事務局で検討を行い、関係団体と協議を行うこと。

それでは、本日の討議を踏まえて、事務局いかがですか。

<事務局>

本日いただいたご意見を反映させた計画書をまとめて、次回（今年度最終回）の協議会の前に委員の皆様へ提示する。

A3判の資料（「国史跡武蔵国府跡（国司館地区）整備活用計画一覧表（案）」）をご覧ください。国司館地区の整備活用の現状の課題と今後の方針について、表のとおり整理を行っている。

今後は、表の右側の「整備計画の検討」の欄について、さらに具体的な検討を進めていくことになるので、よろしくをお願いします。

<東京都>

保存管理計画書については、よくまとまっていると思う。今年度は史跡としての保存管理ということで検討を行ってきたが、来年度からは、国司館地区をどのように整備するか、が一番の課題である。史跡の保存と活用の両立は難しい問題であるが、知恵を絞って取り組んでいただきたい。

<D委員>

府中本町駅前の国司館地区は地元として非常に重要な場所である。史跡の保存はもちろんであるが、地域の活性化を両立させるべく、十分に検討をいただきたい。

<会 長>

ありがとうございます。検討を進めていきたい。

(2) その他

次回（第5回）は今年度の最終回である。開催日程については、全委員の予定を確認したうえで調整することとなった。

4 閉 会

午前11時20分をもって閉会となった。